都営住宅のシルバーピア 地元入居者募集

都営住宅のシルバーピア（高齢者集合住宅）への入居者を次の通り募集します。

【募集住戸】柳窪三丁目（単身者向＝1戸）▽中央町二丁目（二人世帯向＝1戸）▽大門町二丁目（単身者向＝2戸）

【申し込み資格】次の①～⑥のいずれにも該当する方。

①65歳以上（昭和15年2月23日以前の生まれ）の方

②申込者本人が市内に引き続き3年以上（平成14年2月23日以前から）居住していること

③65歳以上の同居親族がいる方（二人世帯向）。ただし、配偶者はおおむね60歳以上

④所得が定められた基準額内の方

⑤住宅に困っている方

⑥現在シルバーピアに住んでいない方

【申込用紙等の配布】2月15日（火）～22日（火）に、地域政策課（市役所5階）で配布します

申し込みは2月24日（木）までに（必着）、所定の用紙に必要事項を記入の上、市役所あて郵送を。窓口での受け付けはできません。

詳しくは同課住宅政策係☎70・7764へ。

リベーレほんむら 入居者募集

シルバーピア（高齢者福祉住宅）「リベーレほんむら」の空室への入居者を次の通り募集します。

【募集予定戸数】1戸

【所在地】下里1ノ11ノ22（鉄筋コンクリート造・3階建て）

【申し込み資格】次の①～⑤のいずれにも該当する方。

①2月22日現在、満70歳以上の方と満65歳以上の方で構成されている世帯、または満70歳以上で一人暮らしの方

②2月22日現在、市内に引き続き5年以上居住（住民登録）している方

③特別の事情で現在の住宅の移転を迫られているなど、自力で移転先を確保することが困難な方

④健康で自立した生活ができる方

⑤15年中の収入が300万円以下の方

【使用料】月額5万円。収入額に応じて減額されます

【入居予定】17年4月以降

申し込みは2月16日（木）～22日（火）に、所定の用紙に必要事項を記入の上、本人が直接介護福祉課（市役所1階）へ持参してください（土曜・日曜日、祝日を除く）。

※入居者の決定は、選考委員会で申請者の状況、住宅困窮度等を総合的に判断して行います。

詳しくは同課高齢サービス係（内線2558・2559）へ。

市ホームページに掲載する広告主を募集

月に約3万件のアクセスがある市のホームページに広告（バナー広告）を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【規格】「扉のページ」上に、縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。ＧＩＦ形式

※広告デザインは広告主で作成。

【募集枠】8枠

【掲載期間】5月から、1カ月単位で最長6カ月

【掲載料】1枠当たり月2万円

申し込みは3月11日（金）までに（消印有効）、所定の申込書に必要事項を記入の上、〒203―8555、市役所広報課あて郵送を。電子メール（下記メールアドレス参照）・ファクス72・1131または直接広報課（市役所2階）へ持参も可。

※市ホームページにも掲載しています。

広報課メールアドレス
koho@city.higashikurume.lg.jp

詳しくは広報課広報担当☎70・7708へ。

ひがしくるめ 農業NOW! No.10

イチゴハウスへ行ってみませんか！

今畑は端境期で話題に乏しいですが、市内で唯一の、ハウスを使ったイチゴ農家に、南沢の篠宮泰則さんがいます。

篠宮さんは就農以来、野菜を露地栽培する農業を両親と共に行ってきましたが、14年から親とは別に、新しい農業経営を始めました。

約300平方㍍のハウス4棟に7000株を栽培しています。品種は「とちおとめ」「章姫（あきひめ）」です。獲れたての新鮮で甘いイチゴを市民の方に提供したいという思いで、ほとんどを直売しています。出荷は12月初旬～5月下旬まで続きます。

篠宮さんはイチゴの栽培を始めるため、栃木県を中心に何度もイチゴ農家を訪ね、100パック以上試食し、品種を「とちおとめ」「章姫」に決定し、栽培については糖度や形を良くするために、受粉にミツバチを利用しています。また、ダニ・アブラムシの駆除・防除のための天敵をオランダから仕入れ、農薬の回数を減らすなどのこだわりを持っています。

今年は3年目で、市内での知名度も上がり、評判が良く、遠方からの固定客も多いようです。お勧めの一品です。ぜひ行ってみてはいかがでしょうか。

詳しくは産業振興課農政係☎70・7743へ。

こだわりの形と甘み

住宅の増・改築から修繕まで 建築職人さんを紹介

市では、市民の皆さんの家屋修理・改築等の相談に応じられるよう、市内の建設業団体と協定を結び、大工・左官・塗装・配管・屋根・畳・タイル張りなどの修理・改築等の業者を紹介しています。ぜひご利用ください。

相談内容

①増・改築（新しく部屋を増室、室内の模様替え）＝応接間・高齢者の部屋・書斎などの増築、台所・浴室・トイレの改築、和室を洋室に、窓をサッシに、2階の増築、物干し台を2階に、防音工事、店舗や事務所の改築など

②修繕（傷んだ部分の修繕）＝内壁・外壁・屋根・台所・浴室・建具・雨どい等の修繕、雨漏りの修理、ペンキ塗りなど

③付帯工事（住宅内外の工事）＝車庫・門・フェンス・物置等の工事など

申し込みは修繕個所・増改築の内容を直接または電話で産業振興課労政商工係（市役所2階）☎70・7743へご相談ください。

詳しくは同係へ。

募集

市立保育園

詳しくは保育課保育係☎70・7745へ。

嘱託職員（看護師）

【勤務内容】保育園児の健康管理

【勤務時間等】月曜～金曜日の午前8時半～午後5時15分（土曜日に勤務する場合あり）

【勤務場所】市立保育園

【雇用期間】4月1日～18年3月31日

【報酬】1時間当たり1600円

【募集人員】1名

【応募資格】看護師免許取得の方

申し込みは3月15日（火）までに、履歴書（写真添付）を記入の上、保育課（市役所1階）へ直接持参を。

※履歴書はお返ししません。書類選考と面接の上、決定します。

パート・臨時保育士、臨時調理員

朝夕のパート保育士と、産休・育休・病休等の代替としての臨時保育士、臨時調理員の登録を随時募集しています。

①パート保育士＝勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半（しんかわ保育園、ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで）。賃金は1時間当たり1010円

②臨時保育士＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

③臨時調理員＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

※①②③とも、有資格の方。

申し込みは履歴書（写真添付）を記入の上、直接保育課へ持参を。

登録制のため履歴書はお返ししません。

《おことわり》「市政目安箱」はお休みします。

3月のお気軽に無料相談

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時		相談員	予約開始日等		会場
法律相談	2日・9日	いずれも水曜日午前10時から	弁護士	2月24日（木）	午前8時半から電話で広報課☎70・7777（代）	市役所2階相談室
	16日・23日			3月10日（木）		
登記相談	2日（水）午後1時から		司法書士	2月25日（金）		
表示登記相談	2日（水）午後1時から		土地家屋調査士	2月25日（金）		
税務相談	9日（水）午後1時から		税理士	3月4日（金）		
人権身の上相談	16日（水）午後1時から		人権擁護委員	3月8日（火）		
不動産相談	16日（水）午後1時から		宅地建物取引主任者	3月11日（金）		
交通事故相談	23日（水）午後1時から		弁護士、東京都相談員	3月17日（木）		
相続・遺言・成年後見等手続相談	9日（水）午前10時から		行政書士	3月3日（木）		
年金・労災・失業保険・人事管理等相談	23日（水）午前10時から		社会保険労務士	3月18日（金）		
経営相談	3日（木）午後1時～4時		市商工会経営指導員	前日までに産業振興課労政商工係☎70・7743		
動物なんでも相談	18日（金）午後1時半～2時半		獣医師	前日までに健康課☎77・0022		
女性の悩みごと相談	7日・14日	いずれも月曜日午後1時半～4時半	女性カウンセラー	2月21日（月）	午前9時から男女平等推進センター☎72・0061	男女平等推進センター
	28日			3月7日（月）		
女性弁護士による法律相談	4日（金）午前9時半～午後零時半		女性弁護士	2月18日（金）		
教育相談室	火曜～土曜日の午前10時～午後5時　※電話相談も可☎73・3667		教育相談員	中央相談室（成美教育文化会館内教育センター）		
	月曜～金曜日の午前10時～午後5時　※電話相談も可☎75・8909			滝山相談室（西中学校隣）		
母子相談	開庁日		母子自立支援員	子育て支援課☎70・7736		同課

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	9日（水）午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	11日（金）午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者（児）相談	24時間随時☎77・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
総合相談窓口（保健・医療等）	開庁日 ※電話相談も可☎77・0022	保健師、栄養士、歯科衛生士	保健福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	10日（木）午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前9時半～午後4時半 ※電話相談も可☎73・4505	消費生活相談員	市民生活館1階
電話なんでも相談（東久留米市社会福祉協議会）	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎74・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

※東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・4727を行っています。詳しくはお問い合わせを。

◆行政相談…3月9日（水）午後1時～4時、市役所2階相談室。新藤智子氏（浅間町三丁目、☎22・2286）▽栄田征子氏（本町二丁目、☎71・2416）▽當麻好雄氏（東本町、☎73・7430）